

て全国一である。また、2010（平成22）年度に「赤ちゃんの駅」を民間施設や公共施設3,000か所に設置する予定だ。埼玉県では、こうした取組みを通じて、役所だけではなく、民間企業や、特定非営利活動法人、子育て中の親自身も含めて、地域社会の様々な層で、子育て家庭を応援するムーブメントが起こることを狙っている。

国全体では「子ども手当」という新たな試みも始まるが、そうした取組みもすべて地方自治体を通じて国民に届いていく。子育てフレンドリーな社会の形成には、これまでも、これからも、各自治体による工夫が欠かせない。自治体の子育て支援策の腕比べが、今後更に盛んになり、地域が賑やかになってそして国としても元気になる、そんな未来に期待したい。

#### 4 虐待を受けた子ども等への支援

##### (1) 児童虐待防止への取組みの推進

###### 1) 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月に施行された児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」）が、その後、2004（平成16）年及び2007（平成19）年に改正され、制度的な対応について充実が図られてきた。しかし、重大な児童虐待事件が跡を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、2008（平成20）年度には4万2,664件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

###### 2) 児童虐待防止対策の取組み状況

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、①虐待の「発生予防」、②虐待の「早期発見・早期対応」、③虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備・充実していくことが必要である。

このため、

①発生予防に関しては、前述の「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」の推進

②早期発見・早期対応に関しては、市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保等、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組みを行う親支援の推進

③保護・自立支援に関しては、家庭的環境での養護を促進するため里親制度の拡充、児童養護施設等の小規模ケアの推進、児童家庭支援センターの拡充、施設内虐待の防止等施設入所児童の権利擁護の推進

などの取組みを進めている。

なお、2010（平成22）年3月に教育機関との連携を強化するため、虐待が疑われる児童の出欠状況等について学校等から市町村や児童相談所に定期的に情報提供する指針を文部科学省と共同で策定し、都道府県等に通知した。

###### 3) 児童福祉法の改正

2009（平成21）年4月、前述したとおり児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を除き

施行された。児童虐待に関係する主な内容としては、①「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」等子育て支援サービスの法定化、②子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化、③里親制度の改正、施設内虐待の防止等の規定等がある。

##### 4) 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組み

2004（平成16）年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。2009年度においては、月間標語の公募、全国フォーラムの開催（新潟県妙高市）、広報用ポスター等の作成・配布及び政府広報を活用したテレビ、新聞等による広報啓発等を実施した。また、民間団体が中心となって実施している「オレンジリボン・キャンペーン」について後援を行っているほか、職員が手作業で厚生労働省のビルに巨大なオレンジリボンを掲示した。

##### (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

###### 1) 配偶者からの暴力の現状

配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する大きな社会問題である。2008（平成20）年度の全国の婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による女性相談者の実人員を見ても、79,594人（前年度77,441人）のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が24,879人（前年度23,758人）であり、相談理由の31.3%（前年度30.7%）を占めるなど、配偶者からの暴力被害者が増加しており、一層の取組みの強化が必要となっている（図表2-4-10）。

###### 2) 配偶者からの暴力対策の取組み状況

配偶者からの暴力被害者等に対する相談・保護等の支援については、

- ①配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護及び民間シェルターや母子生活支援施設等一定の基準を満たす者への一時保護委託の実施
- ②婦人相談員等の暴力相談担当職員に対する専門研修の実施

図表2-4-10 夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合（来所相談）

